

社会福祉法人なのはな会
平成 29 年度事業計画書
法 人 本 部

I. 基本方針

社会保障制度を、国家の責任から「自助・共助・互助・公助」を優先順位とする制度へと大きく転換しようとする動きの中、平成28年4月1日に改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人の地域貢献などが義務化されました。しかし、なのはな会は、憲法25条（生存権保障）の下で社会保障制度を根本的に支える国家責任のあり方を明確にしながら、「施設利用者と家族の生活と人権を守り、職員の働く権利を保障するとともに、地域社会との連携を深め、社会保障制度の確立と平和で民主的な社会の実現をめざす」とした法人の基本理念（6項目）を掲げ、これまで創立40周年にわたる実践を重ねてきました。その基本理念に基づいた実践をさらに前進させるため、法人は昨年度「社会福祉法人なのはな会2018年計画～中期計画（3か年計画）～」を策定しました。この中では、基本理念（6項目）を実践するための指針としてきた「発達する権利の保障」に加えて、障がいのある方々の「主体的に生きる力を育み、支援する」ことを掲げ、これを具体化する計画を打ち出しました。平成29年度は、この中期計画に取り組む2年目の一年となります。法人のすべての施設や事業において、基本理念と指針を掲げて中期計画の実現に向けてさらなる一歩を踏み出します。

中期計画で掲げた計画の中に「児童発達支援事業所の“センター化”」があります。これは、仙台市との協賛を重ねてきた結果、実現という形で結実しました。平成29年度からは仙台市なのはなホームが児童発達支援センターとなり、なのはな園・仙台市なかよし学園と併せて、なのはな会では3施設が児童発達支援センターとなります。

この“センター化”によって「療育の無償化（義務療育）」を実現できたことは大きな到達です。かつて障害児は「就学免除」の名目で教育を受ける権利を奪われてきた経緯があり、「療育の無償化」はそういった歴史からの学びです。

なのはな会はこれまで「教育につながる療育」を掲げて実践をしてきました。義務教育につながる療育は義務療育（無償）であるべきであるという理念が実現し、広がりを見せています。この無償化を継続させていくためにも、今後もこれまでの実践をしっかり積み重ねていくことが重要です。

II. 法人中期計画の進捗状況と今後の展開

昨年度策定した法人中期計画（3か年計画）では、以下の10項目を掲げました。それぞれ、実現したもの、取り組み途中のもの、未着手のものがあります。今後も中期計画の実現に向けて注力していかなくてはなりません。定期的に進捗状況について確認をしながら進めていきます。

1. 幼児4施設の一体的運営の継続と仙台市からの幼児施設の委託・管理の継続受託

仙台市なのはなホーム、仙台市なかよし学園、仙台市あおぞらホームの委託・管理は継続することになりました。なのはな園と合わせて幼児4施設の一体的運営も継続していきます。

2. 児童発達支援事業所9か所のセンター化と利用料の無償化。なのはな園（児童発達支援センター）の移転・新築

市内9か所の児童発達支援事業所については段階的にセンター化していくことが決

定しました。また、児童発達支援センターの利用料の無償化についても実現しました。なのはな園の移転・新築については今後、仙台市との協議を重ねていきながら実現に向けて努力していきます。

3. 幼児施設の送迎事業の確立

仙台市なかよし学園の園児送迎について、これまで隣接の鶴谷特別支援学校との共用でしたが、父母の要望を受けて仙台市と協議を重ねてきた結果、仙台市なかよし学園・あおぞらホームとして4台の通園バスによる独自の送迎体制が実現しました。

4. なのはな会としての放課後支援の具体化

放課後等デイサービスについては、営利企業を含む様々な事業者の参入によって、事業所数が劇的に増加しています。その結果、様々な療育・支援上の問題点が指摘されている現状にあります。なのはな会として就学後の障がい児の放課後支援についても積極的な役割を担うために、障がい児の放課後支援の具体化に向けて検討していきます。

5. 新たな生活介護事業所の開設

仙台市の第4期障害福祉計画やそれ以降の同計画、および法人の運営状況を勘案しながら、新たな事業所の開設について検討します。

6. 就労支援事業の確立

成人施設における作業活動（就労）について、今後も各施設における実践を積み重ねながらそのあり方について検討していきます。

7. 「住まいの場」の確立を保障するものとしての「小規模入所施設」ならびにグループホームの増設

「小規模入所施設」については昨年度より『「住まいの場（シェアハウス）」プロジェクト委員会』を立ち上げて検討を進めています。昨年度は「住まいの場」の基本コンセプトなどについて議論を重ねました。今年度はその構想を形にすべく、法人内外での検討を進めていきます。

8. 障害児者虐待防止法の制定に伴う法人体制の確立

障がい者虐待について、虐待を生まない支援体制と環境の整備、そして、療育や支援に際しての法人理念を徹底するために、障がい者虐待・権利擁護に関する委員会を設け、第三者委員会等とも連携しながら日常的な研修や実践の検証に取り組みます。

9. 多面的地域生活支援事業の展開

なのはなサポートセンターを軸として障がい当事者やその家族に対して多面的な支援を実践していくため「24時間 365日稼働」を目標として、そのための支援体制のあり方を検討します。また、地域のニーズへの対応を拡充していくためには、相談支援事業の体制の確立のほか、地域生活支援事業の支援体制の確保を図るなど、体制づくりを進めます。

10. 法人の成年後見制度への対応と支援体制の具体化

なのはな会としての後見制度への取り組みについて、弁護士等の専門家を交えた研究・検討を深めていきます。3年後の具体化を目指します。

Ⅲ. 現状の評価（法人を取り巻く環境について）

(1) 外部環境（社会情勢・制度の動向）

平成 28 年 3 月末に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」によって、社会福祉法人制度は大きな転換期を迎えています。そのような中で、法人としてのあり方、一つひとつの事業のあり方や意義、その将来が問われています。このことは平成 29 年度以降の法人経営に大きな影響を与えることになります。

社会福祉基礎構造改革以降、社会保障制度の改編は次々と推し進められています。介護保険法や障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）による“契約制度”の導入によって、福祉の市場化は加速度的に進み、福祉が「権利として求めるもの」から「買う商品」に変質し、社会保障・福祉の中にも勝ち組・負け組が生まれる環境が醸成されつつあります。

事業経営の面で見ると、コスト削減やコンプライアンスの強化がますます求められる社会情勢の中で、職員の労働条件の低下や不安定雇用化、人材難などが常態化し、それによって現場における支援の質の低下・不安定化がますます深刻になってくることが懸念されます。

また、平成 30 年には介護や療育の市場化が進む下での障害者総合支援法の改正も予定されています。制度の動きを注視しながら、これにどう対応していくのかを考えていなくてはなりません。「権利としての福祉」が阻害されるような制度の変化に対しては反対・対抗しつつも、制度の変化を見極めつつそれに対応していくことも今後の事業経営の重要な要素となってきます。

(2) 内部環境（法人の現況について）

現在、法人の抱えている主な課題として以下のことが挙げられます。

- ①補助金の削減や介護給付費単価の引き下げが懸念される中で、中長期計画に基づいた法人経営を安定的・継続的に実行していくための財政基盤をどのように作っていくかという課題。
- ②成人施設における利用者家族の高齢化による家庭の介護力低下への対応の課題。
- ③職員の確保・育成・定着に対する人事政策の構築と、職員が働きがいをもって、生き生きと働き続けられる職場づくりの課題。
- ④グループホーム等 24 時間の支援体制の確保の困難さと、施設業務との間に生じている矛盾を軽減・解決していくという課題。

上記の課題は、利用者や地域そして職員の多種多様なニーズに応えていくことができるような「人材が育つ職場づくり」を、どのように進めていくのかということに集約されます。

また、これらの課題の他にも、開設して 20 年を超える施設が多くある中で、建物・設備の老朽化も大きな課題となっています。加えて、利用者・家族からは「住まいの場」への要望も強く出ており、その面での新たな事業展開も検討していかなくてはなりません。そのために、より安定した財政基盤を構築していくことも重要な課題です。こうした課題を追求しつつ、地域との連携を強め地域の支援力を高める一端を担っていくことも重要です。

非常に厳しい状況にはありますが、公益性・非営利性・継続性を持つ社会福祉法人として、私たちは憲法に定められた人権を守り、そして発展させる立場であることを改めて明確に示しつつ、経営体としての自立性を高めながら将来を展望した事業経営を進め

ていかなければなりません。

そのために上記に示した課題の解決・実現を目的として、平成 29 年度の法人事業計画を定めます。

IV. 経営ビジョン

- (1) 利用者と家族の願いを深く捉え、それを実現していくことをめざす。
- (2) 自分たちの仕事に魅力と誇りを感じられる職場づくりをめざす。
- (3) 職員の確保と育成のための体系の構築をめざす。
- (4) 継続して事業運営できる財政基盤の強化を図る。
- (5) 地域に求められる存在としてあり続けるための取り組みの構築をめざす。

V. 重点的な取り組み

○平成 28 年度事業計画（単年度）からの継続した取り組み

- (1) 公用車の更新計画の策定と具体化をめざす。
- (2) 虐待防止体制の確立をめざす。
- (3) グループホームのスプリンクラー設置を完了する。（改正消防法への対応）
- (4) 施設・設備の修繕について、法人全体の計画を策定する。
- (5) 職員の給与を含む処遇条件の改善をめざす。

○平成 29 年度におこなう取り組み

- (1) 安定した財政基盤づくり
 - ・施設、設備の修繕のための資金を積み立てる。
 - ・寄附金を集めるための活動を強化する。
 - ・後援会活動をより拡充するために、後援会との連携を強める。
 - ・安定的な給与制度の見直しを図る。（給与制度検討委員会にて検討）
- (2) 人事政策の構築と働きがいのある職場づくり（キャリアパス）
 - ・現行の研修制度を見直し、職員が成長を実感できるような研修体系の構築に向けた検討をはじめめる。
 - ・職員が自分の仕事に魅力とやりがい、誇りを感じられるような職場づくりをおこなうための検討をはじめめる。
- (3) 積極的な情報発信と法人 P R
 - ・法人の魅力を積極的にアピールするためにホームページの改訂をおこなう。
 - ・法人外の社会資源を活用する。
 - ・法人独自の P R 企画を検討する。
- (4) 利用者の状況に対応する支援体制の構築（特に利用者の高齢化、保護者の高齢化）
 - ・成年後見制度に関する支援体制の具体化に向けた検討をおこなう。
 - ・利用者の加齢に伴う支援ニーズの変化に対する支援を学ぶ機会をつくる。